

議案第 6 4 号

守谷市行政手続条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続条例（平成 9 年守谷町条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市行政手続条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続条例（平成9年守谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市行政手続条例第15条第3項及び第4項（第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由（議案第64号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、国の制度改革に合わせ、当市で実施する聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達について、インターネットを使って実施することができるように条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市行政手続条例新旧対照表

改 正	現 行
(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____によって行うことができる。 _____ _____ 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるこ</u>	(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (新設)

とによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2から4まで (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2から4まで (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び 第16条の

規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号」及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。